

気候変動対策ビジネス等創出支援補助金実施要領

(目的)

第1条 この要領は、気候変動対策ビジネス等創出支援補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に規定するもののほか、気候変動対策ビジネス等創出支援事業の実施に関して必要な事項等を定めることにより、企業の持続的発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 産学官：企業、大学、工業高等専門学校及び公的試験研究機関をいう。
- (2) 産学：企業並びに大学及び工業高等専門学校をいう。
- (3) 産官：企業及び公的試験研究機関をいう。
- (4) 産産：複数の企業をいう。

(事業の内容)

第3条 本事業により支援する内容については、次のとおりとする。

内容	要件
中小企業者等が、気候変動対策に資する新たな取組や対策ビジネスの創出につながる製品やサービスの研究・開発	気候変動対策に資する新たな取組や対策ビジネスにつながる事業分野であること。共同研究・開発を行う場合の実施形態については、産学官、産学、産官、産産のいずれかであること。なお、国による固有の補助金等の交付をすでに受けている、若しくは受けることが確定しているもの及び起業・創業、事業承継、第二創業による取組等を除く。

(経費の内容)

第4条 交付要領別表1の経費区分ごとの経費の内容は次のとおりとする。なお、対象経費に係る消費税及び地方消費税の額は補助対象外とする。

経費区分	内容
(1) 人件費(取組やサービス開発に限る)	・取組やサービスの開発に要する人件費
(2) 調査費	・特許調査、文献調査等に要する経費
(3) 設計費	・試作品及び試作用機械等の設計、システム等の委託に要する経費
(4) 試験・実験費	・試験、実験及びデータの分析、解析等の委託に要する経費(機械の使用料・テスト費用)
(5) 測定費	・測定の委託に要する経費
(6) 工具・機材・備品費	・試作用機械の購入に要する経費 ・機械装置等の製作に必要な部品、工具、器具、備品の購入に要する経費(ポンプ、測定器等)
(7) 原材料費	・研究開発及び製品の製作に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費

(8) 外注費	・ 研究開発に必要な原材量の再加工及びプログラム作成等を外注する経費 (補助経費総額の50%以内)
(9) 専門家等の技術指導に要する経費	・ 技術指導を受けたものへの納付金等の経費 (補助経費総額の10%以内)
(10) 大学等に納付する費用	・ 大学等と共同研究を実施する場合の納付金等の経費 (補助経費総額の15%以内)

(事業計画書の提出)

第5条 支援を受けようとする中小企業者等は、知事が別に定める日までに「気候変動対策ビジネス等創出支援事業計画書」(別記様式)を提出するものとする。

2 支援を受けようとする中小企業者等が提出できる事業計画書は、1者1件とする。

(事業計画の審査等)

第6条 前条により提出のあった事業計画書については、別に定める審査委員会において、内容の審査を受けるものとする。

2 知事は、審査委員会の報告を受け、各交付申請の採択の可否を決定し、事業計画書を提出した中小企業者等に通知するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほかに必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年度分の補助金から適用する。